

| | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------|--|--|--|--|
| | <p>(3) 経営管理を担う経営企画会議(仮称)を設置するなどトップマネジメントを強かに補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。</p> | <p>(3) 経営企画会議の運営によるトップマネジメント機能の発揮 ○ トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を設置し、国の政策や制度の変更等に迅速的確に対応するとともに、当会議でQMSのマネジメントレビューを行い、業務の執行状況の適正な管理を実施した。 【平成15年度】 10回開催 (業務の進捗状況等の管理のルール化等) 【平成16年度】 18回開催 〔 補助金の交付金化やスペシャルオリンピックへの対応、金利体系の見直し等 〕 【平成17年度】 13回開催 〔 貸付金利水準の検証と見直し、事業承継への対応、経営指導事業の見直し等 〕 【平成18年度】 13回開催 〔 政策金融改革に伴う事業の見直しへの対応、中期計画の見直しの検討等 〕</p> | <p>(A 4.08)</p> | | | | |
|--|--|---|-----------------------|--|--|--|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|--|--|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>(2)業務管理の充実</p> <p>業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p> | <p>(4)事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。</p> <p>(5)業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会(仮称)を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努める。</p> | <p>(4)計画的な業務管理の実施</p> <p>○平成15年10月に企画指導部に新設した業務管理課がQMSの統括管理を行い、中期計画に基づく業務運営を計画的に適切に管理している。また、各事業部門においては、年度計画等に基づき組織目標を設定し、人事評価制度及びQMSに従って職員の個人目標への展開とその目標の進捗管理を行う仕組みが構築されており、これにより適正な業務管理を実施できた。</p> <p>○管理会計については、基礎的検討を経て、平成17年度及び平成18年度に現業部門でコスト分析等の試行を行い、独立行政法人という特性を踏まえた効果的な実施方法等について検討を継続している。</p> <p>(5)リスク管理の徹底</p> <p>○平成15年10月に事務リスク部会を設置(平成18年度からISO部会に統合)し、事務リスクの分析と業務プロセスの改善を進めるとともに、QMSの定着を踏まえ、QMS活動において事務リスクに対応する体制を整えた。また、情報セキュリティポリシーの制定(平成16年度)、個人情報保護管理規程の整備(平成17年度)等を行うとともに、監査業務結果に基づき受託金融機関に係る債権保全での改善措置を講じる(平成18年度)など、リスク管理の充実に努めた。</p> <p>○福祉医療貸付業務に係る債権管理において、リスク管理債権の発生要因分析等を四半期毎に行い、役員等幹部で認識の統一を図るとともに、貸付担当部署にフィードバックし、審査業務の改善に活かした。</p> <p>また、リスク管理債権の抑制を図るため、貸付先のフォローアップ、債権区分別管理の徹底等を行い、中期計画期間の各年度において、リスク管理債権比率を中期計画目標である2.0%以下に抑えることができた。</p> <p>【平成15年9月末】 1.53% 【平成16年3月末】 1.50% 【平成17年3月末】 1.53% 【平成18年3月末】 1.23% 【平成19年3月末】 1.50%</p> | A 3.89 | A 3.67 | A 4.00 | A 3.75 | A 3.83 |
| | | | <p>(A) 3.67</p> <p>(A) 4.25</p> | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|--|--|
| | <p>(6)福祉医療貸付の原資についての自己資金調達拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。</p> <p>① 調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。 ② 調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。 ③ 貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。</p> <p>また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券(ABS)の活用可能性を調査・研究する。</p> <p>(7)電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。</p> | <p>(6) ALMシステムの活用 ○ 平成16年度からALMの月次モデルの本格運用を開始し、毎年度、福祉医療貸付債権等についてマチュリティラダー及びデュレーション分析並びに財投機関債発行のための条件分析等を行い、財務面のリスク抑制に有効に活用した。特に、ALM分析に基づき、平成17年6月に超長期(20年償還)の財投機関債を初めて発行した。</p> <p>○ 平成16年度から資産担保証券(ABS)の活用可能性の研究を開始し、平成17年度には基礎的な調査を終了したが、コスト面で課題があり、発行環境・条件等について引き続き情報収集等を行っている。</p> <p>(7) 電子政府化への対応 ○ 事務等の電子化を推進し、事務の効率化及び利用者の利便の向上を図った。 【平成15年度】 りん議・決裁システムの開発 【平成16年度】 出張旅費システムの導入等 【平成17年度】 退職手当共済事業における請求書等作成支援システムの運用開始等 【平成18年度】 退職手当共済事業における掛金納付対象職員届等に係る電子申請システムの構築</p> | <p style="text-align: center;">A 3.75</p> | | | | |
|--|---|---|---|--|--|--|--|

評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------|--------|--------|--------|-----------|--------------|---|------|------|-------|--|--------|--------|--------------|------|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3)業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の額を節減すること。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費(承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。)については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の額を節減すること。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請や金融情勢の変化により影響を受けることについて配慮する。</p> | <p>(8)一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費(承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。)については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた、政策的要請や金融情勢の変化による影響を考慮する。</p> | <p>(8) 一般管理費等の節減 ○ 一般管理費等については、平成19年度において13%程度の経費削減(平成14年度対比)を行うという中期目標を実現するため、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行っているところであり、平成18年度において既に11.7%の削減を実現(進捗率90%)できた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度対比の削減率</td> <td>—</td> <td>8.6%</td> <td>9.8%</td> <td>11.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成15年度は6ヶ月予算のため省略</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、業務経費等については、平成19年度において9%程度の経費削減(平成16年度対比)を行うという中期目標を実現するため、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行っているところであり、平成18年度において既に23.1%の削減を実現できた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度対比の削減率</td> <td>8.6%</td> <td>23.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 福祉医療貸付事業費については、平成19年度において5%程度の経費削減(平成14年度対比)を行うという中期目標に対して、平成18年度において16.1%の削減となった(金融情勢の変化に伴う影響を控除)。</p> | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成14年度対比の削減率 | — | 8.6% | 9.8% | 11.7% | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成16年度対比の削減率 | 8.6% | 23.1% | <p>A 3.75</p> | <p>A 4.00</p> | <p>A 4.00</p> | <p>A 3.88</p> | <p>A 3.91</p> |
| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成14年度対比の削減率 | — | 8.6% | 9.8% | 11.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 平成18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度対比の削減率 | 8.6% | 23.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを實現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> | <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、人件費について、5%以上の削減を行う。これを實現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として2%以上の削減に取り組むこととする。</p> <p>ただし、平成18年度に承継される年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勤定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給与への反映等の取組を行う。</p> | <p>○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を確実に實行するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組んだ。</p> <p>[第1-(2)に記載のとおり]</p> | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|

評価項目 一

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|--|--|--|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>(4) 利用者に対するサービスの向上</p> <p>個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。</p> | <p>(9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。</p> | <p>(9) ホームページを活用した情報提供等</p> <p>○ 機構のサービスの利用者等の利便性の向上を図るため、毎年度、ホームページに、全ての事業についての事業概要、制度案内、利用手続き等を掲載し、迅速かつ正確な情報提供に努めた。また、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、退職手当共済事業、WAM NET事業など対象顧客が同一の事業については、横断的に連携し、利用者等の利便の向上に努めた。</p> | | | | | |

評価項目2 業務管理の充実

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|--|---|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>(5) 業務・システムの最適化の実施</p> <p>福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。</p> <p>このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。</p> | <p>(10) 業務・システムの最適化の実施のため、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。</p> <p>このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。</p> | <p>(10) 業務システムの最適化</p> <p>○ 業務・システムの最適化等を実施するため、平成17年度に情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を設置し、平成18年度にはシステム監査及び刷新可能性調査を実施した。</p> | | | | | |
| 評価項目2で評価 | | | | | | | |

評価項目4 福祉医療貸付事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|---|--------------------------|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。</p> | | | | | | |

(1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。

こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。

ア 福祉医療貸付事業の実績

○ 福祉貸付事業においては、国の福祉政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づき、福祉基盤の整備を推進できた。なお、機構の平成15年度から平成18年度までの福祉貸付の貸付審査件数(つなぎ資金を除く)のうち97.0%は、地域において整備の優先度が高い国の補助金等が交付されている整備事業に対する融資となっている。

(単位: 件、千円)

| 施設の種類 | 平成15年度～平成18年度 | | | |
|-------------|---------------|--------|-------------|--------|
| | 件数 | 割合 | 金額 | 割合 |
| 老人福祉関係施設 | 1,698 | 46.7% | 620,257,500 | 85.7% |
| うち特別養護老人ホーム | 1,215 | 33.4% | 556,851,300 | 77.0% |
| 児童福祉関係施設 | (10) | (0.3%) | (170,100) | (0.0%) |
| うち保育所 | 1,125 | 31.0% | 59,292,400 | 8.2% |
| 障害者福祉関係施設 | (136) | (3.7%) | (1,602,100) | (0.2%) |
| うち | 777 | 21.4% | 37,522,700 | 5.2% |
| その他 | 34 | 0.9% | 6,421,800 | 0.9% |
| 合計 | 3,634 | (4.0%) | (1,772,200) | (0.2%) |
| | | 100.0% | 723,494,400 | 100.0% |

○ 医療貸付事業においては、医療機関が診療報酬等の抑制など厳しい経営環境にある中において、国の医療政策に即し、病床不足地域の病院整備、診療所不足地域における診療所の整備、財務基盤が脆弱な中小病院の整備、介護保険事業計画に基づく老人保健施設の整備等を推進できた。

(単位: 件、百万円)

| 平成15年度～平成18年度 | | | | |
|---------------|-------|---------|---------------------|-----|
| 施設の種類 | 件数 | 金額 | (参考) 整備内容 | 件数 |
| 病院 | 479 | 447,613 | うち病床不足地域における整備※ | 237 |
| | | | うち200床未満の中小規模病院の整備※ | 283 |
| | | | うち特定病院の整備※ | 197 |
| 診療所 | 782 | 45,321 | うち診療所不足地域における整備 | 744 |
| 介護老人保健施設 | 407 | 243,413 | | |
| その他 | 15 | 1,666 | | |
| 合計 | 1,683 | 738,013 | | |

※整備内容は重複の場合あり

A
3.58

B
3.44

A
3.78

A
3.88

A
3.67

イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。

イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。

こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。

○ 国の要請等に基づき、緊急・特別融資を機動的に実施できた。

【平成15年度】 金融環境の変化に伴う運転資金に対する緊急融資

【平成16年度】 老人福祉関係施設等に係る特別貸付、災害復旧融資

【平成17年度】 老人福祉関係施設等に係る特別貸付、アスベスト対策事業融資

【平成18年度】 地域密着型サービスに対する融資、障害者者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例融資、療養病床再編に伴う経営安定化資金の融資、アスベスト対策事業融資等

○ 平成16年4月から、基準金利を財政融資資金借入金利に一本化し、「財政融資資金借入金利と同率」と「財政融資資金借入金利+0.5%」の二本立ての金利を基本とする体系に簡素合理化した。

イ 融資条件の見直しと利差額の確保

○ 特殊法人等整理合理化計画の趣旨、国の要請等を踏まえ、毎年度、融資条件等を見直しを実施した。

【平成16年度】 ・養護老人ホーム等の大部屋解消整備事業に係る無利子貸付の廃止等

・病院の新築資金のうち、療養病床を整備するものに係る融資率の引下げ

【平成17年度】 ・福祉貸付において元金償還据置期間の導入に伴い、原則として無利子期間を廃止

・介護老人保健施設の融資率の引下げ及び貸付金利の見直し

【平成18年度】 ・小規模多機能型居宅介護事業に係る施設の貸付対象化
・助産所、歯科技工所、医療従事者養成施設に対する貸付金利の見直し

○ 金利体系の見直しを行ったこと等により、政策変更、緊急やむを得ない事情によるものを除いた新規契約分において、毎年度、利差額を確保することができた。

| 区 分 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 金利差 | 0.029% | 0.175% | 0.086% | 0.062% |
| 利差額 | 17百万円 | 440百万円 | 198百万円 | 90百万円 |

| | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。</p> <p>エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。</p> | <p>ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。</p> <p>エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。</p> | <p>ウ 需要動向予測の実施 ○ 福祉医療貸付においては平成16年度以降毎年度、需要調査を実施し、国の政策動向や補助金等による施設整備動向を把握し、融資事業を計画的に推進できた。特に、福祉貸付においては、これにより特別貸付による臨機応変の対応や交付金等が採択された事業の優先的取扱いなどを円滑に行うことができた。</p> <p>エ 民間資金の活用 ○ 福祉貸付において協調融資制度を平成16年度に構築し、平成17年度から本格運用を開始した。これにより、事業者は、協調融資制度を効果的に活用し、社会福祉施設整備費補助金の交付金化、特別養護老人ホーム等の融資率の引下げ等に円滑に対応することができた。</p> <p>【覚書締結金融機関数】 【平成16年度末】 72金融機関 【平成17年度末】 177金融機関 【平成18年度末】 197金融機関</p> | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|----------|---------|-----|------|-----------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|----|-------|-------------|--------|-------------|---|--------|---------------|--------------|--------|---------------|--------------|--------|---------------|--------------|---|-------------------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。</p> <p>イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。</p> <p>ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。</p> <p>エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。</p> | <p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。</p> <p>イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。</p> <p>ウ 利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。</p> <p>エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。</p> | <p>ア 審査業務の迅速化 ○ 借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間については、相談・審査体制の強化、事務の合理化等を行ったことにより、毎年度、中期目標以内に抑えることができた(中期目標:福祉貸付4か月以内、医療貸付3か月以内)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">年平均所要期間</th> </tr> <tr> <th>福祉貸付</th> <th>医療貸付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>99日</td> <td>75日</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>90日</td> <td>39日</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>56日</td> <td>41日</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>51日</td> <td>41日</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 資金交付業務の迅速化 ○ 資金交付については、独立行政法人化以降の全ての案件において、請求後20営業日以内に行うという中期目標を達成できた。</p> <p>ウ 事務手続き負担の軽減 ○ 福祉貸付及び医療貸付において、それぞれ単独申込用の借入申込書の作成、様式や添付書類の簡素化を行い、利用者の事務負担の軽減を図った。</p> <p>エ 相談体制の充実と受託金融機関の指導強化 ○ 福祉貸付においては、毎年度、社会福祉法人又は各都道府県市の実務担当者を対象とした融資説明会を開催した。また、医療貸付においては、以下のとおり、毎年度、全国を7ブロックに分けて融資相談会を開催したほか、受託金融機関業務研修会を開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>融資相談会</th> <th>受託金融機関業務研修会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>7回 相談件数 99件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>14回 相談件数 166件</td> <td>2回 参加183金融機関</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>15回 相談件数 148件</td> <td>2回 参加173金融機関</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>14回 相談件数 171件</td> <td>2回 参加163金融機関</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 年平均所要期間 | | 福祉貸付 | 医療貸付 | 平成15年度 | 99日 | 75日 | 平成16年度 | 90日 | 39日 | 平成17年度 | 56日 | 41日 | 平成18年度 | 51日 | 41日 | 区分 | 融資相談会 | 受託金融機関業務研修会 | 平成15年度 | 7回 相談件数 99件 | — | 平成16年度 | 14回 相談件数 166件 | 2回 参加183金融機関 | 平成17年度 | 15回 相談件数 148件 | 2回 参加173金融機関 | 平成18年度 | 14回 相談件数 171件 | 2回 参加163金融機関 | <p>A 4.33</p> <p>A 3.78</p> <p>A 3.89</p> <p>A 4.00</p> | <p>A 4.00</p> |
| 区分 | 年平均所要期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 福祉貸付 | 医療貸付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 99日 | 75日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 90日 | 39日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 56日 | 41日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 51日 | 41日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 融資相談会 | 受託金融機関業務研修会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 7回 相談件数 99件 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 14回 相談件数 166件 | 2回 参加183金融機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 15回 相談件数 148件 | 2回 参加173金融機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 14回 相談件数 171件 | 2回 参加163金融機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

評価項目6 福祉医療経営指導事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|--|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | | | | | | |
| <p>(1)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。</p> <p>イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。</p> | <p>(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。 また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。</p> <p>イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p> | <p>ア 集団経営指導における収支相償と効率的な開催</p> <p>○ 集団経営指導(セミナー)については、外部委託の活用等による効率的な開催及び適切な受講料の設定に努めた結果、以下のとおり、受講料収入から開催必要経費を差し引いた収支差額を確保し、中期計画目標を達成できた。</p> <p>【平成15年度】 5,488千円 【平成16年度】 3,393千円 【平成17年度】 6,009千円 【平成18年度】 4,955千円</p> <p>○ 平成16年度以降、業務の一部について外部委託を実施するとともに、平成17年度以降、福岡において福祉と医療の2つのセミナーの連日開催を実施した。</p> <p>イ 個別経営診断における処理日数の短縮と収支相償</p> <p>○ 個別経営診断については、事務処理の迅速化を図り、申込書の受理日から報告書の提示までの平均処理期間が平成18年度末までで15.5日となり、中期目標である平均60日以内を達成した。</p> <p>○ 個別経営診断における診断料収入から必要経費を控除した収支差額は、以下のとおりであり、実費相当経費を自己収入で賄うことができた。</p> <p>【平成16年度】 139千円 【平成17年度】 428千円 【平成18年度】 2,653千円</p> | A 3.58 | A 3.56 | A 4.00 | A 3.88 | A 3.76 |

評価項目7 福祉医療経営指導事業(業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。</p> <p>イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知すること。</p> <p>また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。</p> | <p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。</p> <p>イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。</p> <p>また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。</p> | <p>ア 職員の専門能力の向上と施設経営の参考指標の追加</p> <p>○ 施設の実地調査の実施、外部専門家との研究会の開催、外部セミナーへの参加などにより職員の専門能力の向上に努めた。特に、平成17年度においては、小規模多機能型居宅介護事業の経営実態調査を実施し、報告書を作成し、公表した。</p> <p>○ 病院及び介護老人保健施設の参考指標に加えて、平成16年度に新たに特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を作成し、中期計画に定める4種類以上を達成した。</p> <p>イ 集団経営指導の開催実績</p> <p>○ 集団経営指導(セミナー)の開催告知については、平成18年度末までの平均で開催日の67.6日前に行うことができ、中期目標の2か月前までの告知を達成できた。</p> <p>○ セミナーの延べ受講者数については、中期目標期間中の延べ受講者数を9,600人以上とするという中期目標に対し、平成18年度までの累計で9,197人、達成率95.8%となり、計画を上回る実績を上げた。</p> <p>○ セミナー受講者の満足度指数を65ポイント以上にするという中期計画目標については、平成18年度末までの平均で67.2ポイントと目標を上回る実績を上げた。</p> | A 4.17 | A 3.56 | A 4.00 | A 3.88 | A 3.90 |

| | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|--|--|
| <p>ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。</p> <p>エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。</p> | <p>ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。</p> <p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。</p> | <p>ウ 個別経営診断の実績</p> <p>○ 個別経営診断については、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とするという中期計画目標に対し、平成18年度から簡易経営診断を導入したこともあり、平成18年度末までの累計で380件となり、目標を達成した。</p> <p>○ 個別経営診断については、参考指標の追加に伴い、平成16年度から特別養護老人ホーム及びケアハウスの経営診断を開始するとともに、平成17年度には病院の診断項目の充実、平成18年度には簡易経営診断の導入を行うなど、診断手法等を充実した。</p> <p>また、障害者支援費施設の参考指標についても、検討を進め、平成18年度にはサンプルデータによる暫定指標の算出を行った。</p> <p>エ 開業医承継支援事業の実績</p> <p>○ 開業医承継支援事業については、中期目標期間中の紹介件数を135件以上とするという中期目標に対し、平成18年度末までの累計が140件となり、目標を達成した。</p> <p>○ 登録者にフォローアップ・サービスとして、譲渡希望医の物件案内を毎月1回開業希望医に対し郵送又はメールで配信した。</p> | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|--|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|--|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益(独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16年法律第139号)による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構法」という。)附則第11条第1項に基づく場合)にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。)を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p> | <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事業」という。)においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益(独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16年法律第139号)による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構法」という。)附則第11条第1項に基づく場合)にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。)を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。</p> | | | | | | |
| <p>① 国における社会福祉施策の推進とあいまって、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。</p> <p>その際、助成団体としての専門性・自主性を発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるように配慮すること。</p> <p>その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的事業への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。</p> | <p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。</p> | <p>a 新しい活動への助成</p> <p>○ 募集要領及び選定方針に、「新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とすることを明記し、「従来の枠に留まらない新しい事業」を採択した。</p> <p>【平成16年度助成分】 12事業 【平成17年度助成分】 27事業 【平成18年度助成分】 55事業 【平成19年度助成分】 80事業</p> | 評価項目9で評価 | | | | |

| <p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動は、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16年法律第139号)の制定趣旨を踏まえ、障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣(選手強化に関する活動を含む。)に関する活動とすること。</p> <p>② 全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとする。</p> <p>このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。</p> <p>③ 整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方策を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。</p> <p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣(選手強化に関する活動を含む。)に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。</p> <p>② 全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p> <p>③ 全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p> | <p>b 重点助成分野の設定と助成</p> <p>○ 助成事業の募集に当たり、毎年度、重点助成分野を4分野以上設定し、優先的に採択した。</p> <table border="1" data-bbox="969 252 1532 376"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重点分野数</th> <th>重点分野の事業採択数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度助成分</td> <td>5項目</td> <td>88事業</td> </tr> <tr> <td>平成17年度助成分</td> <td>5項目</td> <td>121事業</td> </tr> <tr> <td>平成18年度助成分</td> <td>5項目</td> <td>141事業</td> </tr> <tr> <td>平成19年度助成分</td> <td>6項目</td> <td>277事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成16年度にスペシャルオリンピックス冬季世界大会へ向けての競技運営費に対して障害者スポーツ基金を取崩して助成を実施した。</p> <p>また、17年度冬季パラリンピック競技大会、18年度フェスピック大会などのスポーツ国際大会へ向けての選手強化や選手派遣事業等に対して助成を実施した。</p> <p>c 助成事業の継続状況</p> <p>○ 助成事業(特別分及び地方分助成)の継続状況を毎年度調査した結果、継続率が80%を超え、中期計画目標を達成できた。</p> <table data-bbox="1025 775 1417 855"> <tr> <td>【平成14年度助成分】</td> <td>継続率</td> <td>91.9%</td> </tr> <tr> <td>【平成15年度助成分】</td> <td>継続率</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>【平成16年度助成分】</td> <td>継続率</td> <td>91.3%</td> </tr> </table> <p>② 独創的・先駆的事业等への助成</p> <p>○ 毎年度、独創的・先駆的事业等(特別分及び地方分助成)の全助成事業数に占める割合が70%を超え、中期計画目標を達成できた。</p> <table data-bbox="1025 1074 1328 1177"> <tr> <td>【平成16年度助成分】</td> <td>80.7%</td> </tr> <tr> <td>【平成17年度助成分】</td> <td>81.5%</td> </tr> <tr> <td>【平成18年度助成分】</td> <td>81.5%</td> </tr> <tr> <td>【平成19年度助成分】</td> <td>84.3%</td> </tr> </table> <p>③ 事後評価の実施と成果の反映</p> <p>○ 平成15年度から前年度の全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果は「翌年度の助成事業の選定方針」に、また、「翌々年度の募集要領」に反映させた。</p> | 区分 | 重点分野数 | 重点分野の事業採択数 | 平成16年度助成分 | 5項目 | 88事業 | 平成17年度助成分 | 5項目 | 121事業 | 平成18年度助成分 | 5項目 | 141事業 | 平成19年度助成分 | 6項目 | 277事業 | 【平成14年度助成分】 | 継続率 | 91.9% | 【平成15年度助成分】 | 継続率 | 94.0% | 【平成16年度助成分】 | 継続率 | 91.3% | 【平成16年度助成分】 | 80.7% | 【平成17年度助成分】 | 81.5% | 【平成18年度助成分】 | 81.5% | 【平成19年度助成分】 | 84.3% | | | | | |
|---|---|---|----|-------|------------|-----------|-----|------|-----------|-----|-------|-----------|-----|-------|-----------|-----|-------|-------------|-----|-------|-------------|-----|-------|-------------|-----|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|--|--|--|--|--|
| 区分 | 重点分野数 | 重点分野の事業採択数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度助成分 | 5項目 | 88事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度助成分 | 5項目 | 121事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度助成分 | 5項目 | 141事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度助成分 | 6項目 | 277事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成14年度助成分】 | 継続率 | 91.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成15年度助成分】 | 継続率 | 94.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成16年度助成分】 | 継続率 | 91.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成16年度助成分】 | 80.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成17年度助成分】 | 81.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成18年度助成分】 | 81.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成19年度助成分】 | 84.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

評価項目8 長寿・子育て・障害者基金事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>(1)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p> <p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。</p> | <p>(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。</p> <p>(ア)本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。</p> <p>(イ)安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p> <p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。</p> | <p>(ア)事業計画及び運用計画の策定 ○ 事業計画及び運用計画については、中期助成計画を踏まえ、毎年度、審査・評価委員会の審議を経て決定した。</p> <p>(イ)基金の運用効率の向上 ○ 基金の運用については、運用計画に基づき、安全確実で、かつ、効率的な運用を図る観点から財投機関債を中心とした運用を行い、平成16年度以降、国債で運用した場合より高い利回りを確保することができた。</p> <p>イ 交付決定処理期間の短縮 ○ 事務処理方法等の改善により事務の効率化を図り、平成16年度以降、交付決定処理期間を平均で30日以内に抑えることができた。 【平成15年度】 45.5日 【平成16年度】 29.2日 【平成17年度】 27.5日 【平成18年度】 19.8日</p> | A 3.58 | A 4.00 | A 3.89 | A 4.00 | A 3.87 |

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------|-----|-----|-----|-----------|-------|-----|-------|-----------|-------|-----|-------|-----------|-------|-----|-------|-----------|-------|-------|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。</p> <p>イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。</p> | <p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。</p> <p>(ア)助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。</p> <p>(イ)助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。</p> <p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア)助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。 ・上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。 ・採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 | <p>(ア)募集要領の公開</p> <p>○ 毎年度、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページで公開し、中期計画目標を達成できた。</p> <p>(イ)助成事業の電子化の準備</p> <p>○ 平成15年度以降、電子化の調査・検討を進め、機構ホームページを活用して、平成17年度には助成内定団体専用ページの設置、平成18年度には審査部会委員及び社会福祉協議会専用サイトの設置並びに助成団体が自己評価書をWeb上で提出できる仕組みの構築を行い、各種手続き等について利便性の向上を図った。</p> <p>(ア)助成事業の選定</p> <p>○ 平成15年10月に、客観性及び透明性を確保するため、外部有識者からなる審査・評価委員会を設置し、毎年度、当委員会において、募集要領、選定方針、事業の選定(採択)、事後評価の審議を行い、その結果については速やかにホームページ等で公開した。</p> <p>また、一般分における3か年までの継続事業については、毎年度、事業評価を適切に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="967 1214 1527 1337"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要望数</th> <th>採択数</th> <th>採択率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度助成分</td> <td>1,461</td> <td>767</td> <td>52.5%</td> </tr> <tr> <td>平成17年度助成分</td> <td>1,725</td> <td>788</td> <td>45.7%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度助成分</td> <td>1,461</td> <td>857</td> <td>58.7%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度助成分</td> <td>1,956</td> <td>1,033</td> <td>52.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 採択した事業の公開については、毎年度4月下旬までにホームページや広報誌で行い、中期計画目標を達成できた。</p> | 区分 | 要望数 | 採択数 | 採択率 | 平成16年度助成分 | 1,461 | 767 | 52.5% | 平成17年度助成分 | 1,725 | 788 | 45.7% | 平成18年度助成分 | 1,461 | 857 | 58.7% | 平成19年度助成分 | 1,956 | 1,033 | 52.8% | <p>A 4.25</p> | <p>A 4.22</p> | <p>A 3.89</p> | <p>A 4.13</p> | <p>A 4.12</p> |
| 区分 | 要望数 | 採択数 | 採択率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度助成分 | 1,461 | 767 | 52.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度助成分 | 1,725 | 788 | 45.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度助成分 | 1,461 | 857 | 58.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度助成分 | 1,956 | 1,033 | 52.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。</p> | <p>(イ)助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。 ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選り出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 ・ 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に對し的確な指導助言ができるように努める。 <p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア)助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ)我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。</p> | <p>(イ)助成事業の事後評価</p> <p>○ 助成事業の事後評価については、平成14年度助成分(事後評価は平成15年度実施)から実施し、助成団体が行う自己評価、審査・評価委員会委員及び事務局が行うヒアリング評価及び書面評価を組み合わせた重層的評価を実施し、その結果については、「選定方針」や「募集要領」に反映させるとともに、速やかにホームページ等で公表した。</p> <p>○ 事後評価において評価が高かった事業について、毎年度、20事業以上選り出し、報告書に明記するとともに、各地での事業報告会及び広報誌等で紹介し、中期計画目標を達成できた。</p> <table border="1" data-bbox="965 501 1534 608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>優れた事業の選出数</th> <th>事業報告回数</th> <th>広報誌等での紹介状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>24事業</td> <td>2回</td> <td rowspan="4">ホームページ、広報誌等</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>30事業</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>32事業</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>35事業</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)民間資金助成団体との意見交換等</p> <p>○ 助成団体に対する事務指導等の機会を活用して、助成ニーズ等の把握に努めるとともに、民間資金助成団体との意見交換を、毎年度、2回以上実施した。</p> <p>(イ)基金事業の役割等に関する調査研究</p> <p>○ 民間福祉活動団体等の現状把握や基金事業の効果的なあり方等について、毎年度、テーマを設定して調査研究を行い、事業の方向性について議論を深めることができた。</p> | 区分 | 優れた事業の選出数 | 事業報告回数 | 広報誌等での紹介状況 | 平成15年度 | 24事業 | 2回 | ホームページ、広報誌等 | 平成16年度 | 30事業 | 2回 | 平成17年度 | 32事業 | 2回 | 平成18年度 | 35事業 | 6回 | | | | | |
|---|--|---|-------------|-----------|--------|------------|--------|------|----|-------------|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--|--|--|--|--|
| 区分 | 優れた事業の選出数 | 事業報告回数 | 広報誌等での紹介状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 24事業 | 2回 | ホームページ、広報誌等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 30事業 | 2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 32事業 | 2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 35事業 | 6回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

評価項目10 退職手当共済事業(業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。</p> | <p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。</p> | <p>ア 平均所要期間の短縮</p> <p>○ 退職手当金の請求件数は、中期計画期間中、毎年増加傾向にあったが、請求書の受付から給付までの平均所要期間は、請求件数の増加に伴う退職手当金支給額に係る予算不足の影響を控除すると、75日以内であった。</p> <p>○ 請求件数が増加する中で事務処理期間の短縮を図るため、次のとおり事務処理方法等の改善を行った。</p> <p>【平成15・16年度】退職手当金の支給手続き(書類審査を終わってから振込みまでの手続き)に係る電算処理手順の簡素化</p> <p>【平成17年度】支給対象外となる1年未満の退職届(全体の約16%)の処理を退職届が集中しない時期へ変更</p> <p>【平成18年度】請求書に係る不備照会方法の簡略化</p> | B 3.00 | B 3.11 | A 3.89 | A 3.63 | B 3.41 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平均所要期間</th> <th>予算制約の影響を控除した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>93.7日</td> <td>43.7日</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>101.7日</td> <td>71.6日</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>84.2日</td> <td>57.2日</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>91.7日</td> <td>67.1日</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 平均所要期間 | 予算制約の影響を控除した場合 | 平成15年度 | 93.7日 | 43.7日 | 平成16年度 | 101.7日 | 71.6日 | 平成17年度 | 84.2日 | 57.2日 | 平成18年度 | 91.7日 | 67.1日 | | | | | |
| 区分 | 平均所要期間 | 予算制約の影響を控除した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 93.7日 | 43.7日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 101.7日 | 71.6日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 84.2日 | 57.2日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 91.7日 | 67.1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。</p> <p>ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p> | <p>イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p> <p>ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。</p> | <p>イ 提出書類の簡素化等</p> <p>○ 利用者の手続き面での負担を軽減するために、次のとおり提出書類の簡素化、提出書類の作成支援等を実施した。</p> <p>【平成15年度】ダウンロードして利用できるよう、請求書等の様式をホームページに掲載</p> <p>【平成16年度】退職届作成支援システムをホームページに掲載して試験運用を開始</p> <p>【平成17年度】退職届作成支援システムの本格稼働届出様式の統合、提出書類や記載事項の簡素化</p> <p>【平成18年度】WAM NETのネットワーク環境を活用した掛金納付対象職員届の電子届出システムの構築</p> <p>ウ 業務指導等の実施</p> <p>○ 毎年度、業務委託契約者との事務打合会を開催し、共済契約者から提出される届書に係る取扱いの留意等業務指導を行っているが、平成17年度以降は、これらに加え、制度改正の周知及び改正後の事務処理の適正化等指導の徹底を行った。</p> <p>○ 業務委託契約者が主催する実務研修会については、年次計画を立て、機構職員を派遣して共済契約者の事務担当者に対する届出手続き等に関する事務指導を行った。</p> <p>なお、直近5か年において実務研修会を開催していない業務委託者については、平成16年度に研修会を開催したことにより個別指導の対象となる都道府県をなくすことができた。</p> <p>また、平成17年度以降、制度改正の周知や改正に伴う届出上の変更等を主眼に事務指導を行った。</p> <p>・実務者研修会の開催状況</p> <p>【平成15年度】 31都府県で39回</p> <p>【平成16年度】 31都府県で36回</p> <p>【平成17年度】 47都道府県で67回</p> <p>【平成18年度】 34都道府県で41回</p> <p>○ 制度改正の周知及び制度改正後の事務処理を適正に行うよう共済契約者を直接訪問し、個別指導を行った。</p> <p>・個別指導の実施件数</p> <p>【平成18年度】 18件</p> | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p>なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。</p> | <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> | | B 3.00 | B 3.00 | B 3.33 | B 3.00 | B 3.08 |
| <p>(1)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> | <p>(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容及び、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> | <p>(1)扶養保険資金の運用</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約により債権等の安全性を重視した運用を行い、以下の運用利回りを確保した。また、平成17年度においては、受託金融機関に支払う信託報酬の支払方式を改定し報酬率の引下げを実現した。</p> <p>【平成15年度】 3.67%</p> <p>【平成16年度】 2.98%</p> <p>【平成17年度】 9.54%</p> <p>【平成18年度】 3.05%</p> <p>○ 共同受託者に対して、四半期ごとに運用成績等の報告を求め、市場動向を考慮しつつ、安全性を重視した運用を行うよう指導した。</p> | | | | | |
| <p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> | <p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p> | <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議(年間2か所)を開催する。</p> | <p>(2)事務担当者会議の開催 ○ 扶養保険制度を運営する地方公共団体との事務担当者会議を毎年度2ヶ所で開催し、年金等の請求漏れの防止のためのリーフレットによる周知や、加入者等の異動状況の把握に努めるよう依頼するなど、適正な事務処理がなされるよう連携を図った。</p> | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--|--|

評価項目12 福祉保健医療情報サービス事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審済事業者の評価結果の情報提供 平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供 その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築 <p>等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | | | | | | |
| <p>(1)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。</p> | <p>(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。</p> | <p>ア 機器の更新</p> <p>○ 効率的なWAM NET事業基盤を整備するため、増大するアクセス需要等に対応できる機器の更新・整備、経費の節減及び事務の効率化を図るためのパッケージソフトの活用、専用線からインターネット接続環境を利用した送信方法への移行を実施した。</p> | A 3.67 | A 3.78 | A 3.78 | A 3.88 | A 3.78 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <p>イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。</p> <p>ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。</p> | <p>イ WAM NETの利活用 ○ WAM NET基盤を有効に活用するため、厚生労働省の委託を受けて「看護師等養成所報告管理システム(平成17年4月)」及び「児童・婦人相談所ネットワークシステム(平成18年3月)」の運用を開始するとともに、平成18年度には退職手当共済事業の掛金届について電子申請の仕組みを構築した。</p> <p>ウ 自己収入の確保 ○ パナー広告(平成17年3月)、介護保険業務管理ソフト広告(平成18年2月)の掲載を開始するとともに、平成17年度から看護師等養成所報告管理システムの運用を行い、以下のとおり自己収入を確保した。</p> <p>【平成16年度】 84千円 【平成17年度】 11,880千円 【平成18年度】 19,426千円</p> | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|----------|-------|---------|--------|-----------|----------|--------|-------|----------|--------|---------|----------|--------|---------|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。</p> <p>イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。</p> | <p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供 ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供 <p>などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。</p> <p>イ WAM NET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実に図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。</p> <p>ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るため、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。 | <p>ア 福祉保健医療情報の提供</p> <p>○ 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、行政情報、介護保険事業者情報、支援費事業者情報、医療機関情報等について時宜を得た迅速な提供に努めるとともに、利用者の利便性を考慮し、厚生労働省を始め他機関のホームページ等とのリンク拡張を行った。</p> <p>○ 国民の医療機関選択を支援するため、医療機関情報提供システムについて、掲載情報の拡大やシステム機能の向上を図り、提供情報の質の向上と利用者利便の向上を図った。</p> <p>イ コンテンツの整備充実と利用の拡大</p> <p>○ 毎年度、アンケート調査等を実施し、利用者の意見を参考にして、操作性やコンテンツの充実整備を実施した。</p> <p>○ WAM NETの利用機関登録数5万件以上、年間アクセス数700万件以上を中期計画期間中に達成するという中期目標については、機能の向上、情報等の充実、広報等の強化等を行った結果、以下のとおり目標を前倒して達成できた。</p> <table border="1" data-bbox="965 1034 1527 1169"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>アクセス数</th> <th>利用機関登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>617万件</td> <td>42,814機関</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>773万件</td> <td>46,030機関</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>1,436万件</td> <td>52,664機関</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1,578万件</td> <td>63,479機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ WAM NETの利用の促進</p> <p>○ 医療貸付事業の利用者に対してWAM NETの登録及び利用の勧奨を行うとともに、WAM NETの利用頻度の低い地方等において活用講習会を年6回(平成18年度は5回)開催した。</p> <p>○ 学識経験者で構成するWAM NET事業推進専門委員会等を毎年度1回開催し、WAM NETの利用促進と今後の事業展開等について意見聴取を行った。</p> | 区分 | アクセス数 | 利用機関登録数 | 平成15年度 | 617万件 | 42,814機関 | 平成16年度 | 773万件 | 46,030機関 | 平成17年度 | 1,436万件 | 52,664機関 | 平成18年度 | 1,578万件 | 63,479機関 | <p>A</p> <p>4.17</p> | <p>A</p> <p>4.00</p> | <p>A</p> <p>3.78</p> | <p>A</p> <p>3.88</p> | <p>A</p> <p>3.96</p> |
| 区分 | アクセス数 | 利用機関登録数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 617万件 | 42,814機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 773万件 | 46,030機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 1,436万件 | 52,664機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 1,578万件 | 63,479機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。 ・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。 <p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p> | <p>エ 情報の更新及び検証</p> <p>○ 介護事業者情報などについては月1回月末に、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新するとともに、行政情報等については取材等により最新情報を随時掲載した。</p> | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--|--|

評価項目14 年金担保貸付事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|--|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。</p> | <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。</p> | | | | | | |
| <p>(1)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> | <p>(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> | <p>(1)業務運営コストの貸付金利への反映</p> <p>○ 年金担保貸付事業については、業務委託費、貸倒引当金等の金利へのオンコスト(平成15年10月から)、急激な金利変動等のリスクに対応するための「財務の安定化を図るためのコスト」のオンコスト(平成16年度及び17年度)などを講じ、コストを適切に反映した金利設定を行うとともに、平成18年度においては金利情勢及び事業収支の状況を踏まえ、暫定的に10月から貸付金利の上昇を抑制する措置を実施した。</p> | B 2.92 | A 3.67 | A 3.78 | A 3.75 | A 3.53 |

評価項目15 年金担保貸付事業(業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p> <p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮することを目指すこと。</p> | <p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。</p> <p>また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p> <p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p> | <p>ア 制度の周知と窓口等における利用者への適切な対応</p> <p>○ 悪質貸金業者に対する注意喚起を図るため、違法年金担保融資被害事例集の作成・配布(平成16年度及び平成18年度)、福祉関係の大会、被害者交流会等及び福祉関係団体機関紙での広報(平成17年度及び平成18年度)等を実施したほか、制度の周知と理解を深めるため、毎年度、リーフレット、ポスター等の作成・配布を行った。</p> <p>○ 従来は「年金の全額」償還と「年金の半額」償還の2通りの償還方法に限られていたが、年金受給者が無理のない返済を行えるように、1万円単位で返済額を設定できる定額償還制度を平成17年10月から導入し、利用者の利便向上を図った。</p> <p>○ 受託金融機関事務打ち合せ会議を次のとおり開催し、受託金融機関に対する指導を強化した。</p> <p>【平成15年度】 4回 【平成16年度】 5回 【平成17年度】 7回 【平成18年度】 7回</p> <p>イ 事務処理期間の短縮</p> <p>○ 借入申込みから貸付実行までの期間を1週間短縮するという中期目標については、受託金融機関及び機構が事務処理方法の変更等を行い、平成17年10月から1週間の短縮を実現し、中期目標を前倒して達成できた。</p> | A 4.00 | A 3.56 | S 4.78 | A 3.63 | A 3.99 |

評価項目 16 労災年金担保貸付事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|--|--|--|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>8 労災年金担保貸付事業</p> <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めること。</p> | <p>8 労災年金担保貸付事業</p> <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めることとする。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。</p> | | | | | | |
| <p>(1)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> | <p>(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> | <p>(1)業務運営コストの貸付金利への反映</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業については、平成16年度における旧労働福祉事業団からの業務承継を機に、業務委託費及び貸倒引当金のオンコスト化及び下限金利の設定を行い、コストを適切に反映した金利設定を行い、安定的で効率的な業務運営に努めた。</p> | — | A 3.78 | B 3.11 | A 3.88 | A 3.59 |

評価項目17 労災年金担保貸付事業(業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|---|---|---|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p> <p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮することを目指すこと。</p> | <p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p> <p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p> | <p>ア 制度の周知と窓口等における利用者への適切な対応</p> <p>○ 悪質貸金業者に対する注意喚起を図るため、違法年金担保融資被害事例集の作成・配布(平成16年度)、福祉関係の大会、被害者交流会等及び福祉関係団体機関紙での広報(平成17年度及び平成18年度)を実施したほか、制度の理解及び周知を図るため、毎年度、リーフレット、ポスター等の作成・配布を行った。</p> <p>○ 従来は「年金の全額」償還と「年金の半額」償還の2通りの償還方法に限られていたが、年金受給者が無理のない返済を行えるように、1万円単位で返済額を設定できる定額償還制度を平成17年10月から導入し、利用者の利便向上を図った。</p> <p>イ 事務処理期間の短縮</p> <p>○ 借入申込みから貸付実行までの期間を1週間短縮するという中期目標については、受託金融機関及び機構が事務処理方法の変更等を行い、平成17年10月から1週間の短縮を実現し、中期目標を前倒して達成できた。</p> | — | A 4.00 | S 4.56 | A 3.75 | A 4.10 |

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|--|--|---|----------|-----|-----|-----------|-----------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| <p>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p> | <p>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | | — | — | — | A 3.88 | A 3.88 |
| <p>(1)適切な債権管理に関する事項</p> <p>年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> | <p>(1)適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>イ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> | <p>ア 貸付先の財務分析等</p> <p>○ 転貸法人について財務分析を行い適切な債権管理を行うとともに、住宅生活協同組合について財務指標及びキャッシュフロー計算書の分析等を行い、受託金融機関に債権保全措置の指示等を行った。</p> <p>○ 一定額以上の保証残高がある全額債務保証を行っている334金融機関の財務状況の分析評価を行うとともに、保証人及び担保物件について保証履行能力や担保評価を適切に行った。</p> <p>イ 自己査定の実施</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準を策定し、貸付先についての債権分類を年2回実施するとともに、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行った。</p> <p>ウ ローン保証会社の保証履行能力の把握等</p> <p>○ ローン保証会社の保証履行能力の把握・分析を行うため、関係法人を通じた情報や決算書により、財務分析を行った。</p> | | | | | |
| <p>(2)着実な債権回収に関する事項</p> <p>年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p> | <p>(2)着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行うつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> | <p>ア 適時的確な債権回収</p> <p>○ 解散又は清算処理等を予定する住宅生協(7団体)に対する機構債権について平成18年度中に全額回収するとともに、民事再生法の申立がなされた貸付先について質権実行等による回収措置を平成18年7月に実施した。</p> | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>また、延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p> <p>なお、国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処すること。</p> | <p>イ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>ウ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p> <p>エ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処する。</p> | <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置として、返済特例措置によるもの642件、民事再生法の適用による返済条件の変更として109件について措置を講じた。</p> <p>イ 延滞債権への対応 ○ 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先への督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行った。</p> <p>ウ 転貸法人への指導強化 ○ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して必要な助言等を行うとともに、平成19年2月に指導専門員の打合せ会議を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を強化した。</p> <p>エ 住宅金融支援機構への債権譲渡 ○ 国土交通省、厚生労働省及び住宅金融支援機構と債権譲渡方法等について打合せを行った。(6回開催)</p> | | | | | |
| <p>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、制度の周知を図ること及び制度に関する照会等に適切に対応することに留意して、その適正な業務実施に努めること。</p> | <p>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、ホームページへの掲載により周知を図る。</p> <p>イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、手引書の改訂等を行う。</p> | <p>ア 申込資格要件等の周知 ○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について周知を図るため、リーフレットを作成し、平成18年9月下旬に受託金融機関及び社会保険事務所等に5万部配布するとともに、ホームページへの掲載により周知を図った。</p> <p>イ 受託機関用手引書の改定等 ○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に適切に対応するため、受託機関への再委託業務の変更に併せて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し、受託機関を指導した。</p> | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|----------|------------|----------------|--------|-----------|---|--------|----------|------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|----|------|--|------|--|------|----|------|----|--------|-------|------------|-------|-----|--------|-------|---------|-------|-----|--------|-------|----------|-------|-----|--------|-------|----------|-------|-----|--|-------------------|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 貸付原資についての自己資金調達 の拡大 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。</p> <p>3 貸付事業におけるリスク管理の徹底 (1)リスク管理債権の適切な処理 福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。</p> <p>(2)適切な資産負債管理(ALM)の実施 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> | <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)において、以下のとおり、自己収入を確保した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>福祉医療経営指導事業</th> <th>福祉保健医療情報サービス事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>15,787千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>29,580千円</td> <td>84千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>33,203千円</td> <td>11,880千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>35,035千円</td> <td>19,427千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自己資金調達の拡大 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における貸付原資について、財投機関債を発行し、自己資金を円滑に調達できた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">一般勘定</th> <th colspan="2">年担勘定</th> </tr> <tr> <th>発行金額</th> <th>種類</th> <th>発行金額</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>200億円</td> <td>3年・5年・10年債</td> <td>200億円</td> <td>3年債</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>300億円</td> <td>5年・10年債</td> <td>300億円</td> <td>3年債</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>790億円</td> <td>10年・20年債</td> <td>400億円</td> <td>3年債</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>500億円</td> <td>10年・20年債</td> <td>400億円</td> <td>3年債</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)リスク管理の適切な処理 [第1-(5)に記載のとおり]</p> <p>(2)適切な資産負債管理(ALM)の実施 [第1-(6)に記載のとおり]</p> | 区分 | 福祉医療経営指導事業 | 福祉保健医療情報サービス事業 | 平成15年度 | 15,787千円 | — | 平成16年度 | 29,580千円 | 84千円 | 平成17年度 | 33,203千円 | 11,880千円 | 平成18年度 | 35,035千円 | 19,427千円 | 区分 | 一般勘定 | | 年担勘定 | | 発行金額 | 種類 | 発行金額 | 種類 | 平成15年度 | 200億円 | 3年・5年・10年債 | 200億円 | 3年債 | 平成16年度 | 300億円 | 5年・10年債 | 300億円 | 3年債 | 平成17年度 | 790億円 | 10年・20年債 | 400億円 | 3年債 | 平成18年度 | 500億円 | 10年・20年債 | 400億円 | 3年債 | <p>—</p> <p>A 3.56</p> <p>A 3.89</p> <p>A 3.75</p> | <p>A 3.73</p> |
| 区分 | 福祉医療経営指導事業 | 福祉保健医療情報サービス事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 15,787千円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 29,580千円 | 84千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 33,203千円 | 11,880千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 35,035千円 | 19,427千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 一般勘定 | | 年担勘定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 発行金額 | 種類 | 発行金額 | 種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 200億円 | 3年・5年・10年債 | 200億円 | 3年債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 300億円 | 5年・10年債 | 300億円 | 3年債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 790億円 | 10年・20年債 | 400億円 | 3年債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 500億円 | 10年・20年債 | 400億円 | 3年債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|--|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|--|--|--|
| | <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 128,700百万円</p> <p>2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (4)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全勘定に共通する事項 <ul style="list-style-type: none"> 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 | <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>○ 共済勘定において、退職者の増加により、給付費の資金不足が生じたため、短期借入金を借り入れた。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成15年度】</td> <td>4,944百万円</td> </tr> <tr> <td>【平成16年度】</td> <td>5,314百万円</td> </tr> <tr> <td>【平成17年度】</td> <td>5,010百万円</td> </tr> <tr> <td>【平成18年度】</td> <td>1,014百万円</td> </tr> </table> <p>なし</p> <p>なし</p> | 【平成15年度】 | 4,944百万円 | 【平成16年度】 | 5,314百万円 | 【平成17年度】 | 5,010百万円 | 【平成18年度】 | 1,014百万円 | | | | | |
| 【平成15年度】 | 4,944百万円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成16年度】 | 5,314百万円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成17年度】 | 5,010百万円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成18年度】 | 1,014百万円 | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成15年度～18年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|----------|-----------|-----------|-----------|----------------------|---|--------|----------------------|---|--------|----------------------|---|--------|----------------------|---|--|--|--|--|
| | | | H15 | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年厚生労働省令第148号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> | | — | A 3.67 | A 4.00 | A 3.75 | A 3.81 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>人事に関する事項</p> <p>職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対応した適正な人員配置を行うこと。</p> | <p>1 職員の人事に関する計画 (1)方針</p> <p>① 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。</p> <p>② 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。</p> <p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。</p> | <p>①人事評価制度の導入</p> <p>[第1-(2)に記載のとおり]</p> <p>② 研修の実施</p> <p>○ 平成16年度に職員個々の意識改革や業務能力の向上を目的とした研修体系の抜本的見直しを行い、毎年度、職員へのアンケート調査を参考にしながら、研修メニュー等の充実に努めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>専門研修</th> <th>能力開発研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>内部研修 14回 外部研修 55回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>内部研修 30回 外部研修 50回</td> <td>集合研修 7回 184人 公開セミナー 7コース 19人 通信教育 12コース 50人</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>内部研修 33回 外部研修 64回</td> <td>集合研修 7回 185人 公開セミナー 8コース 14人 通信教育 12コース 67人</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>内部研修 36回 外部研修 73回</td> <td>集合研修 9回 207人 公開セミナー 7コース 11人 通信教育 12コース 80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 適正な人員配置</p> <p>○ 独立行政法人化に伴い組織のスリム化に努め、平成17年度までに、部長ポスト2、次長ポスト1の削減、企画調査部門の強化(企画指導部に業務管理課及び調査室を設置)、貸付部門、情報事業部門の再編強化等を行った。また、平成18年度には承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の業務移管に伴い年金貸付部を新設するとともに、課長ポスト及び課長代理ポストの削減等を行った。</p> | 区分 | 専門研修 | 能力開発研修 | 平成15年度 | 内部研修 14回 外部研修 55回 | — | 平成16年度 | 内部研修 30回 外部研修 50回 | 集合研修 7回 184人 公開セミナー 7コース 19人 通信教育 12コース 50人 | 平成17年度 | 内部研修 33回 外部研修 64回 | 集合研修 7回 185人 公開セミナー 8コース 14人 通信教育 12コース 67人 | 平成18年度 | 内部研修 36回 外部研修 73回 | 集合研修 9回 207人 公開セミナー 7コース 11人 通信教育 12コース 80人 | | | | |
| 区分 | 専門研修 | 能力開発研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 内部研修 14回 外部研修 55回 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 内部研修 30回 外部研修 50回 | 集合研修 7回 184人 公開セミナー 7コース 19人 通信教育 12コース 50人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 内部研修 33回 外部研修 64回 | 集合研修 7回 185人 公開セミナー 8コース 14人 通信教育 12コース 67人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 内部研修 36回 外部研修 73回 | 集合研修 9回 207人 公開セミナー 7コース 11人 通信教育 12コース 80人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数、労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤職員数及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴う常勤職員数の100%以内とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 264人 労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数 1人 承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数 299人以内</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,679百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p> | <p>(2) 人員に係る指標 ○ 各年度末の常勤職員数については、指標値以内に収めることができた。</p> <p>【平成15年度末】常勤職員数254人(年度末指標264人) 【平成16年度末】常勤職員数252人(年度末指標265人) 【平成17年度末】常勤職員数250人(年度末指標265人) 【平成18年度末】常勤職員数270人(年度末指標299人)</p> <p>なし</p> <p>なし</p> | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|